

**令和8年度地方独立行政法人静岡県立病院機構RI施設管理業務委託
(令和8～12年度) 契約書 (案)**

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別紙「地方独立行政法人静岡県立病院機構RI施設管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。
2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の法人予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除することができる。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し委託事務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金●,●●●,●●●円に消費税及び地方消費税の額を加算した額を支払うものとする。
2 第1項の委託費は、年4回払いとし、1回あたりの金額は、金●,●●●,●●●円に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

（支払方法）

第4条 乙は、各四半期分の委託費を各四半期が終了した月の翌月10日までに請求するものとし、甲は、正当と認める請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託事務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

(5) 乙が、次のアからキのいずれかに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項第1号から第3号まで又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(実施計画書等の提出)

第9条 乙は、この契約の締結後別に定める実施計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(業務日誌の提出等)

第10条 乙は、定期保守および修理作業の都度、業務報告書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

また、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(臨機の措置)

第12条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないと認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、臨機の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の指示をすることができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(委託業務の完了通知等)

第13条 乙は、委託業務の完了後仕様書に定める実施報告書を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第14条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって清算する。

(合意管轄)

第15条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第16条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

(甲) 住 所 静岡県静岡市葵区北安東4丁目27番1号
氏 名 地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 坂本 喜三郎

(乙) 住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●
氏 名 ●●●●●●●●●●
●●● ●●●●●●

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。